

“ SHUBIL-1958 ” と “ JSE Reefer B/L ” の改定趣旨

「国際海上物品運送法の一部を改正する法律」が本年6月1日から施行されることに伴い、当所で制定しているB/Lの3書式(一般雑貨用B/L「コードネーム“SHUBIL-1958”」、Reefer B/L「コードネーム“JSE Reefer B/L”」、複合運送B/L「コードネーム“JSE-CT B/L”」)の改定を行うものです(なお、複合運送B/Lについては、6月初旬開催予定の次回書式制定委員会で諮る予定です)。

今回の改定は、必要最低限度に止め、全面的な内容の見直し改定は別の機会に小委員会を設けて行う予定です。

改定箇所(“SHUBIL-1958”を中心に、Reefer B/Lについては、その都度最後に言及した)

1. 第1条 Paramount Clause

新設条項。本船船荷証券は「国際海上物品運送法の一部を改正する法律」に伴う旨を規定した。なお、この「国際海上物品運送法の一部を改正する法律」がどのようなものを明らかにするため、これが、1924年船荷証券統一条約(いわゆるヘーグルール)を改正する1979年議定書の批准に伴う日本法であることを記した。

(Reefer B/L 第3条も同様)

2. 第2条 Governing Law

従来の“SHUBIL-1958”の20条 Governing Law を若干文言修正して採用した。

(cf. Reefer B/L 第3条(改定案第4条)参照)

3. 第11条 Limit of Liability

従来“SHUBIL-1958”第8条に Valuable Goods 等を一緒に規定されていたものを、この部分だけ今回独立条項とした。

第(1)項は改正法の第12条の2(損害賠償の額)を第(2)項は改正法の第13条をそれぞれ取り入れ規定した。(Reefer B/L 第10条(改定案第11条)も同様に改定)

4. Notice of Claim and Time Bar

従来“SHUBIL-1958”第16条 Notice of Claim を Notice of Claim と Time Bar の2項に分け、第(1)項は Reefer B/L 第11条(改定案第12条)第1項に倣った。

5. 第22条 Defence and Limits for Carrier

新設条項。改正法第20条の2(運送人等の不法行為責任)を取入れ規定した。

(Reefer B/L には第9条(改定案第10条)の(1)項に既に存在する)

なお、Reefer B/L 同条の(2)項に Independent contractor of the Carrier、(3)項に Independent contractors が規定されているが、条約4条の2第2項により Independent contractor が除外されていることに鑑み、これを削除した。

6. 第25条 General Average

一部文言を修正した。

(Reefer B/L 第17条(改定案第18条)も同様)

7. 第26条 New Jason Clause and Both to Blame Collision Clause

当所書式制定委員会がそれぞれの条項については承認採用しているので、ここでは全文を掲載せず、Reefer B/L に倣った規定にした。(cf. Reefer B/L 第19条(改定案第20条)が同趣旨)

以上